

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

2 0 問 2 時 間

A－1 次の記述は、電波法の目的及び電波法に定める定義である。電波法（第1条及び第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法は、電波の A を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ② 電波法及び電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。
 - (1) 「電波」とは、300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
 - (2) 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
 - (3) 「無線電話」とは、電波を利用して、 B を送り、又は受けるための通信設備をいう。
 - (4) 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
 - (5) 「無線局」とは、無線設備及び C の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
 - (6) 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A	B	C
1 公平かつ能率的な利用	音声	無線設備を所有する者
2 公平かつ能率的な利用	音声その他の音響	無線設備の操作を行う者
3 合理的な利用	音声その他の音響	無線設備を所有する者
4 合理的な利用	音声	無線設備の操作を行う者

A－2 次の記述は、無線局の予備免許について述べたものである。電波法（第8条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
 - (1) A
 - (2) 電波の型式及び周波数
 - (3) 識別信号
 - (4) B
 - (5) C
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の(1)の A を延長することができる。

A	B	C
1 工事着手の期限	空中線電力	運用義務時間
2 工事着手の期限	空中線電力及び実効 ^{ふく} 輻射電力	運用許容時間
3 工事落成の期限	空中線電力	運用許容時間
4 工事落成の期限	空中線電力及び実効 ^{ふく} 輻射電力	運用義務時間

A－3 無線局の免許状及び証票に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 無線局に備え付けておかなければならない免許状は、別に定める無線局を除き、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 3 陸上移動局、携帯局又は携帯移動地球局にあつては、その無線設備の常置場所（包括免許に係る特定無線局にあつては、その局の包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所とする。）に免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が発給する証票を備え付けなければならない。ただし、電気通信業務を行うことを目的として開設する陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局等電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）第3項ただし書に掲げる無線局については、当該証票の備付けを要しない。
- 4 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

A－4 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 送信設備に使用する電波の 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ③ ②に規定する副次的に発する電波が の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が 以下でなければならない。
- ④ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）の規定において、③にかかわらず別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。

A	B	C
1 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等	他の無線設備	4ナノワット
2 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等	電気通信業務の用に供する無線設備	4ミリワット
3 周波数の偏差、幅及び安定度、高調波の強度等	電気通信業務の用に供する無線設備	4ナノワット
4 周波数の偏差、幅及び安定度、高調波の強度等	他の無線設備	4ミリワット

A－5 送信設備の空中線電力の許容偏差に関する次の記述のうち、無線設備規則（第14条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 中波放送を行う地上基幹放送局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限5パーセント、下限10パーセントとする。
- 2 超短波放送を行う地上基幹放送局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限20パーセント、下限30パーセントとする。
- 3 道路交通情報通信を行う無線局（2.5GHz帯の周波数の電波を使用し、道路交通に関する情報を送信する特別業務の局をいう。）の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限20パーセント、下限50パーセントとする。
- 4 5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限20パーセント、下限80パーセントとする。

A－6 電波の強度（注1）に対する安全施設、高圧電気（注2）に対する安全施設等に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第21条の2、第21条の3、第25条及び第26条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注1 電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。
2 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 1 無線設備は、破損、発火、発煙等により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがあってはならない。
- 2 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が出入りする虞のあるいかなる場所も含む。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの無線局の無線設備については、この限りでない。
 - (1) 平均電力が1ワット以下の無線局の無線設備
 - (2) 移動業務の無線局の無線設備
 - (3) 電波法施行規則第21条の3第1項第3号又は第4号に定める無線局の無線設備
- 3 送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。ただし、次の(1)又は(2)の場合は、この限りでない。
 - (1) 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
 - (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合
- 4 無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

A－7 次の記述は、伝搬障害防止区域の指定について述べたものである。電波法（第102条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、890メガヘルツ以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で次の(1)から(6)までのいずれかに該当するもの（以下「重要無線通信」という。）の電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を防止して、重要無線通信の確保を図るため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該電波伝搬路の地上投影面に沿い、その中心線と認められる線の両側それぞれ A 以内の区域を伝搬障害防止区域として指定することができる。
 - (1) 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信
 - (2) 放送の業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信
 - (3) B の用に供する無線設備による無線通信
 - (4) 気象業務の用に供する無線設備による無線通信
 - (5) 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線設備による無線通信
 - (6) 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備による無線通信
- ② ①の規定による伝搬障害防止区域の指定は、政令で定めるところにより告示をもって行わなければならない。
- ③ 総務大臣は、政令で定めるところにより、②の告示に係る伝搬障害防止区域を表示した図面を C の事務所に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない。

	A	B	C
1	50メートル	人命若しくは財産の保護又は治安の維持	総務大臣の指定する団体
2	50メートル	船舶又は航空機の安全な運航	総務省及び関係地方公共団体
3	100メートル	人命若しくは財産の保護又は治安の維持	総務省及び関係地方公共団体
4	100メートル	船舶又は航空機の安全な運航	総務大臣の指定する団体

A－8 次の記述は、地球局（宇宙無線通信を行う実験試験局を含む。）の送信空中線の最小仰角について述べたものである。電波法施行規則（第32条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

地球局の送信空中線の A の方向の仰角の値は、次の(1)から(3)までに掲げる場合においてそれぞれの規定する値でなければならない。

- (1) 深宇宙（地球からの距離が B 以上である宇宙をいう。）に係る宇宙研究業務（科学又は技術に関する研究又は調査のための宇宙無線通信の業務をいう。以下(2)及び(3)において同じ。）を行うとき C 以上
- (2) (1)の宇宙研究業務以外の宇宙研究業務を行うとき 5度以上
- (3) 宇宙研究業務以外の宇宙無線通信の業務を行うとき 3度以上

	A	B	C
1	最大 ^{ふく} 輻射	200万キロメートル	10度
2	最大 ^{ふく} 輻射	500万キロメートル	5度
3	最小 ^{ふく} 輻射	500万キロメートル	10度
4	最小 ^{ふく} 輻射	200万キロメートル	5度

A－9 次に掲げる無線設備の機器のうち、その型式について、総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器でなければ、施設してはならない（注）ものに該当しないものはどれか。電波法（第37条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 1 電波法第31条（周波数測定装置の備付け）の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- 2 電波法第34条（義務船舶局等の無線設備の条件）に規定する義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の機器
- 3 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局の無線設備の機器
- 4 航空機に施設する無線設備の機器であって総務省令で定めるもの

A－10 次の記述は、第一級陸上無線技術士の資格の無線従事者の免許証の再交付等について述べたものである。無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線従事者は、 A に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に次の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下②及び③において同じ。）に提出しなければならない。
 - (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
 - (2) 写真 B
 - (3) A の変更の事実を証する書類（ A に変更を生じたときに限る。）
- ② 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から C 以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときも同様とする。
- ③ 無線従事者が死亡し、又は失^そ踪の宣告を受けたときは、戸籍法による死亡又は失^そ踪宣告の届出義務者は、遅滞なく、その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

	A	B	C
1	氏名	1枚	10日
2	氏名	2枚	1箇月
3	本籍地の都道府県又は氏名	2枚	10日
4	本籍地の都道府県又は氏名	1枚	1箇月

A－11 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の B ならない。ただし、 C については、この限りでない。

注 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

A	B	C
1 重要無線通信を行う無線局	妨害を与えないように運用しなければ	遭難通信
2 重要無線通信を行う無線局	妨害を与えない機能を備えなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
3 他の無線局	妨害を与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
4 他の無線局	妨害を与えない機能を備えなければ	遭難通信

A－12 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。
- 2 無線通信の業務に従事する何人も特定の相手方に対して行われる無線通信（暗語によるものに限る。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数の電波を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

A－13 次の記述は、固定局又は陸上移動業務の無線局の免許状等（注）に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条、第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 免許状又は登録状をいう。

- ① 無線局を運用する場合においては、 A 、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 - (1) 免許状等に記載されたものの範囲内であること。
 - (2) 通信を行うため B であること。
- ③ ①及び②の(1)（電波法第53条及び第54条第1号）の規定に違反して無線局を運用した者は、 C に処する。

A	B	C
1 無線設備	必要最小のもの	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
2 無線設備	必要かつ十分なもの	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
3 無線設備の設置場所	必要かつ十分なもの	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
4 無線設備の設置場所	必要最小のもの	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

A－14 次の記述は、地上基幹放送局の呼出符号等の放送について述べたものである。無線局運用規則（第138条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 地上基幹放送局は、放送の開始及び終了に際しては、自局の呼出符号又は呼出名称（国際放送を行う地上基幹放送局にあつては、 **A** を、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局にあつては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて）を放送しなければならない。ただし、これを放送することが困難であるか又は不合理である地上基幹放送局であつて、別に告示するものについては、この限りでない。
- ② 地上基幹放送局は、放送している時間中は、 **B** 自局の呼出符号又は呼出名称（国際放送を行う地上基幹放送局にあつては、 **A** を、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局にあつては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて）を放送しなければならない。ただし、①のただし書に規定する **C** は、この限りでない。
- ③ ②の場合において地上基幹放送局は、国際放送を行う場合を除くほか、自局であることを容易に識別することができる方法をもって自局の呼出符号又は呼出名称に代えることができる。

A	B	C
1 周波数及び送信方向	毎時1回以上	地上基幹放送局の場合又は放送の効果を妨げる虞 ^{おそれ} がある場合
2 周波数及び送信方向	1日1回以上	地上基幹放送局の場合
3 周波数及び空中線電力	毎時1回以上	地上基幹放送局の場合
4 周波数及び空中線電力	1日1回以上	地上基幹放送局の場合又は放送の効果を妨げる虞 ^{おそれ} がある場合

A－15 次の記述のうち、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 3箇月以内の期間を定めて無線設備を操作する範囲を制限する処分を受けることがある。
- 2 3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止する処分を受けることがある。
- 3 6箇月以内の期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の運用を停止する処分を受けることがある。
- 4 6箇月以内の期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の運用を制限する処分を受けることがある。

B－1 次の記述は、電波の利用状況の調査等について述べたものである。電波法（第26条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 ア の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね イ ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。
- ② 総務大臣は、必要があると認めるときは、①の期間の中間において、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。
- ③ 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、 ウ を評価するものとする。
- ④ 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき及び③により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を エ するものとする。
- ⑤ 総務大臣は、③の評価の結果に基づき、 ア を作成し、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該 ア の作成又は変更が免許人又は登録人に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。
- ⑥ 総務大臣は、利用状況調査及び⑤の調査を行うため、必要な限度において、免許人又は登録人に対し、必要な事項について オ ことができる。

- | | | | | |
|---------------------|-------------|-------------|------|--------------|
| 1 周波数割当計画 | 2 無線設備の技術基準 | 3 3年 | 4 5年 | 5 電波の有効利用の程度 |
| 6 5年以内に研究開発すべき技術の程度 | 7 公表 | 8 調査の対象者に通知 | | |
| 9 報告を求める | 10 検査を行う | | | |

B－2 次の用語の定義のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の中央の周波数をいう。
- イ 「特性周波数」とは、与えられた発射において容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数をいう。
- ウ 「基準周波数」とは、割当周波数に対して、固定し、特定した位置にある周波数であり、かつ、容易に識別し、測定することのできる周波数をいう。この場合において、この周波数の割当周波数に対する偏位は、割当周波数が発射によって占有する周波数帯の中央の周波数に対してもつ偏位と同一の絶対値及び同一の符号をもつものとする。
- エ 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。
- オ 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の1パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等1パーセントの比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

B－3 次に掲げる場合のうち、電波法（第80条）の規定に照らし、無線局の免許人が総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならないときに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣から電波の規正について指示を受け、相当な措置をしたとき。
- イ 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のための通信を行ったとき。
- ウ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- エ 電波法第39条（無線設備の操作）の規定に基づき、選任の届出をした主任無線従事者に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせたとき。
- オ 非常通信を行ったとき。

B－4 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
D 1 D	ア	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	イ
F 8 E	角度変調で周波数変調	アナログ信号である2以上のチャネルのもの	ウ
G 9 W	角度変調で位相変調	エ	次の①から⑥までの型式の組合せのもの ① 無情報 ② 電信 ③ ファクシミリ ④ データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 ⑤ 電話（音響の放送を含む。） ⑥ テレビジョン（映像に限る。）
R 2 F	オ	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	テレビジョン（映像に限る。）

- 1 パルス変調（変調パルス列）のパルスの期間中に搬送波を角度変調するもの

2 同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの

3 電信（自動受信を目的とするもの）

4 データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令

5 電話（音響の放送を含む。）

6 ファクシミリ

7 デジタル信号の1又は2以上のチャネルとアナログ信号の1又は2以上のチャネルを複合したもの

8 デジタル信号である2以上のチャネルのもの

9 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯

10 振幅変調で低減搬送波による単側波帯

B－5 無線局（アマチュア無線局を除く。）の主任無線従事者の要件に関する次の記述のうち、電波法（第39条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、主任無線従事者の監督を受けなければ、モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作を行ってはならない。

イ 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。

ウ 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任するときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任するときも、同様とする。

エ 無線局の免許人からその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。

オ 無線局の免許人は、その選任の届出をした主任無線従事者に総務省令で定める期間ごとに、無線局の無線設備の操作及び運用に関し総務大臣の行う訓練を受けさせなければならない。